各務原市ウェブサイト運用管理要綱

（平成１５年３月２７日決裁）

（趣旨）

第１条 この要綱は、市民生活の向上に寄与する情報を提供し、かつ、市民との積極的な情報交流の場としてウェブサイトを運用するため、本市ウェブサイトの適正な運用管理に関する必要事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）ウェブページ　ウェブブラウザ（インターネット上のウェブページの情報を表示するための閲覧ソフトをいう。）により閲覧ができるインターネット上のページ単位の文書をいう。

（２）ホームページ　ウェブサイト（ウェブページの集まりをいう。次号において同じ。）の表紙に当たるウェブページをいう。

（３）市ウェブサイト　ＵＲＬ「https://www.city.kakamigahara.lg.jp/」以下の階層にある閲覧可能なウェブサイトをいう。

（市ウェブサイトにおける各ページの作成管理）

第３条　各課等の長は、その業務内容に関連するウェブページを作成することができる。この場合において、各課等の長は、必要に応じて作成業務を外部に委託できる。

２　ウェブページ作成課等（以下「作成課等」という。）の長は、様々な利用環境及び利用方法に配慮したウェブページの作成に努めるものとする。

３　掲載されたウェブページは、作成課等の長が責任を持って管理を行い、必要に応じて最新の情報に更新するものとする。

（ウェブページの掲載基準）

第４条　市ウェブサイトに掲載するウェブページの内容は、本市が作成したもの又は、本市の委託に基づき作成されたものとする。

２　作成課等の長は、次の各号のいずれかに該当するウェブページを作成してはならない。

（１）公序良俗に反するもの

（２）各務原市情報公開条例（平成１１年条例第２号）第６条第１項に規定する非公開情報に該当するもの

（３）法人その他の営利活動に関するもの
（４）特定の信条、主義、思想又は宗教に関するもの
（５）著作権法（昭和４５年法律第４８号）等各種法令に反するもの
（６）公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）に抵触するもの
（７）ネットワークに障害が発生する恐れのあるもの
（８）前各号に掲げるもののほか、ネットワークの円滑な運用に支障が生じる恐れのあるもの

（ウェブページの掲載等業務）

第５条　ウェブページを総括する課（以下「総括課」という）の長は、作成課等の長の依頼を受け、ウェブページの新規掲載、更新及び削除の業務を行うものとする。

２　総括課は、市長公室企画広報課とする。

（市ウェブサイトからのリンク）

第６条　市ウェブサイトからの一次リンク（ウェブページの中に記された市ウェブサイト以外のウェブページの所在を表す情報をいう。）は、次に掲げるものとする。
（１）公的機関及びその外郭団体のホームページ
（２）大学等の研究機関のホームページ
（３）市ウェブページを閲覧するために必要なソフトウェアを提供している事業者のウェブページ
（４）市が情報発信のため利用するインターネット上のサービスを提供している事業者のウェブページ
（５）総括課の長が必要と認めたホームページ

２　前項の規定にかかわらず、一次リンクが次の各号のいずれかに該当し、掲載することが適当でないと認められるときは、リンクを設定してはならない。
（１）公序良俗に反するもの
（２）特定の信条、主義、思想又は宗教に関するもの
（３）著作権法等各種法令に反するもの
（４）公職選挙法に抵触するもの
（５）ネットワークに障害が発生する恐れのあるもの
（６）前各号に掲げるもののほか、ネットワークの円滑な運用に支障が生じる恐れのあるもの

３　作成課等の長は、定期的に一次リンクを確認し、前項に反する場合は、速やかにリ

ンクを解除しなければならない。

４　一次リンクは、新たなウィンドウを開く等の措置を講じ、市ウェブサイトとの明確な区別を図るものとする。

（全庁的な内容のウェブページの作成及び管理）

第７条　総括課の長は、全庁的な内容のウェブページの作成及び管理を行うものとする。ただし、必要に応じて関連する課等の長に作成作業を依頼することができる。

（総括課の長の権限）

第８条　総括課の長は、掲載されているウェブページが第４条第２項又は第６条第２項に反する場合には、そのウェブページを削除し、又は修正することができる。この場合において、総括課の長は、その旨を速やかに作成課等の長に通知するものとする。

（その他）

第９条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附　則

この要綱は、平成１５年４月１日から施行する。

附　則（平成１９年１０月１２日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附　則（平成２０年３月２７日決裁）

この要綱は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則（平成２９年１０月１８日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附　則（令和８年３月３１日決裁）

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。